

ねんぐげんめんさんばんしよ  
年貢減免三判書

市指定有形文化財（古文書）

中川の新田地区は、もともとは川樋新田と称していました。後に開拓され、川樋村から独立し、新田村となりました。独立当初は地味（※）も水利も川樋村より劣っていましたが、米沢藩の厳しい寛永検地によって、川樋村と同じ年貢率（税率）でした。

そのため新田村の農民たちの生活は苦しく、屋根が雨漏りし、家の壁が崩れても修復することができず、窓に紙を張った家が一軒もないといった状態でした。

農民たちは、なんとか税率を下げてもらおうと米沢藩に実情を訴えていました。そのリーダーは42年間も肝煎（村長）を務めた大沼金右衛門でした。金右衛門は肝煎を辞めてからも、お坊さんとなって「宝山」と名乗り、領内の神社・仏閣にお祈りして回りました。

そのかいあってか、ようやく寛文7（1667）年になって、これまでの23%の税率を13%にするという命令が出ました。その時の命令書を、米沢藩の家老三人の判が押されていることから、「年貢減免三判書」と言います。

新田村の人たちは、後に金右衛門の恩を忘れないように、村の鎮守である山崎神社境内に「宝山塔」という碑を建て、今もお参りしています。

なお、長い年月で傾いてしまった大沼宝山の墓は、現在では、立派に建て替えられています。

※＝土地の農作物を生産しうる力。



南陽市文化財保護審議委員 須崎寛二  
平成29年1月1日号 市報なんよう掲載